

【研究論文】

幼児教育の表現領域における造形分野の表記 「製作」と「制作」について

伊東 知之

【要約】 幼児教育の表現領域における造形分野では、これまで表記として「製作」の漢字が使われてきたが、小学校以降の学校教育での「図画工作」や「美術」等では「制作」が使われている。辞書では、「制作」は芸術作品、「製作」は工業製品となっており、子どもの作品も芸術作品であるため、やはり「制作」の表記が日本語として相応しいと言える。これは、1948年に当時の文部省から出された保育要領と当時の厚生省から出された児童福祉施設最低基準に保育内容の一つとして「製作」が工作（立体作品）の意味として使われたことと幼稚園教育要領で領域名として「絵画製作」があったこと、そして保育所保育指針解説でも2018年の改訂までの長い間工作の意味として使われてきたことに原因があることが明らかになった。現在の幼児教育の現場では、この「製作」は工作の意味ではなく、平面作品も含めた「制作」の意味で使われているという混同があるため、今後は、小学校以降への接続を考えると、「製作」は使わずに日本語としても相応しい「制作」に統一することが望ましいと言える。

キーワード： 造形表現, 製作, 制作, 表記

1. 問題と目的

幼稚園や保育所、認定こども園等における幼児教育の現場では、現在、指導案等の作成にあたり、表現領域の造形分野では、表記として漢字の「製作」が一般的に用いられている。しかし、小学校、中学校、高等学校、大学での教科、科目である「図画工作」、「美術」、「工芸」等をはじめ、学校教育の中では、表記として「制作」が用いられており、「製作」は全く使われていない。この幼児教育と小学校以降の学校教育とではなぜ漢字の表記が異なるのかを明らかにし、幼児教育から小学校への接続を考えたときに幼児教育のこの表記が正しいのかを考察しながら今後どうあるべきなのかを考えていきたい。

2. 日本語としての意味

筆者は、大学で美術を学んできたが、その際に「制作」は芸術作品、「製作」は工業製品と学んでおり、小学校や中学校において教育実習を行った際の指導案等の作成にあたっては、当然のように「制作」を用いてきた。また、高等学校において美術の教科を担当した際にも指導案等を作成する場合には「制作」を使い、「製作」は一切使ってこなかった。しかし、幼児教育に携わ

るようになって、幼稚園や保育所、認定こども園等の幼児教育の現場では「制作」ではなく、「製作」が一般的に使われていることを知り、とても違和感があった。

そこで、まず日本語としてどうなのかを様々な辞書等を用いて改めて調べてみることにした。図書館にあった複数の辞書や広辞苑等 11 種類で「せいさく」を調べてみると、表1のような記載になっていた。

この表1からわかるように、11種類の全ての辞書で「制作」は芸術作品と書かれている。一部の辞書に映画や演劇、番組も書かれているが、これらも芸術作品であることから、「制作」については、芸術作品以外の意味はなく、芸術作品を作る場合には、「制作」を用いることが日本語として正しいと言える。また、この「制作」は絵画や彫刻作品をつくることとあることからわかるように、平面作品、立体作品両方をつくる意味があることがわかる。従って、「制作」は、平面作品、立体作品、映像作品等芸術作品の全てをつくることに用いることが日本語として正しいことがわかる。

一方、「製作」では、多くの辞書が道具や機械などを使って実用的なものを作ることとなり、中には大量にと書かれているものもあることから、やはり工業製品の意味合いが大きいと考えられる。しかし、一部であるが、「制作」と同様の美術作品と書かれているものもあった。三省堂の新明解国語辞典と大辞林、小学館の大辞泉と日本国語大辞典、新潮社国語辞典の5辞典では、「製作」について「制作」と同義のような記載になっているが、それでも、大辞林では、但し書きで「制作」は芸術作品や放送番組をつくること、「製作」は道具や機械を使って物品をつくることをいうと書かれており、日本国語大辞典でも「製作」は道具や機械などを作ることとあり、さらに補注として、近来、文芸作品や美術作品の創造には「制作」の字を用いる傾向にあると書かれている。また、新潮国語辞典では、演劇・映画・放送番組に限っての「製作」となっている。このように見ていくと、「制作」と「製作」を全く同義語としている辞書は、新明解国語辞典と大辞泉の2つとなるが、新明解国語辞典では、第1義として、道具・機械などを使って型にはまった物を（大量に）作ること、また、その道具・機械を作ることとあるように工業製品の意味合いが強く書かれていることから、「製作」が「制作」と全く同義として書かれている物は、大辞泉だけであると言える。

従って、幼児教育や学校教育等で「せいさく」を表記する場合には、幼児や児童、生徒の作品はやはり芸術作品であることから、やはり全ての辞書で書かれているように「制作」が日本語として正しく、「製作」は、相応しくないように思われる。現に学校教育の現場である小学校、中学校、高等学校、大学での「図画工作」、「美術」、「工芸」等の授業科目では「制作」が使われており、「製作」は全く使われていない。日本語として正しい表記で授業が行われていると言える。

しかし、幼児教育の現場では、「製作」の表記が一般的であり、「制作」の表記はごく稀である。この理由を探っていくために、文部科学省が出している幼稚園教育要領や厚生労働省が出している保育所保育指針の変遷を見ていきたい。

表1 辞書の内容

名称	制作	製作
三省堂国語辞典 第8版 2022年 三省堂	芸術作品・番組などを作ること。	①(道具や機械を使って)品を作ること。 ②プロデュース。
新明解国語辞典 第8版 2020年 三省堂	絵画・彫刻などの芸術作品を個人が、映画・演劇・放送番組などを何人かが協力して作り上げること。	①道具・機械などを使って型にはまった物を(大量に)作ること。また、その道具・機械を作ること。 ②制作。
岩波国語辞典 第8版 2019年 岩波書店	芸術作品をつくること。映画・放送番組などをつくること。	物や設備をつくること。
大辞林 第4版 2019年 三省堂	芸術作品や映画・演劇・放送番組などをつくること。	①道具や機械などを使って、物品を作ること。②制作に同じ。 (同音語の「制作」は、芸術作品や放送番組などを作ることであるが、それに対して「製作」は、主に道具や機械を使って物品を作ることをいう。)
広辞苑 第7版 2018年 岩波書店	①定めつくること。かんがえ定めること。 ②美術作品や映画・放送番組などをつくること。また、その作品。	ものをつくること。また、つくったもの。
大辞泉 第2版 2012年 小学館	芸術作品などを作ること。	①道具や機械などを使って品物を作ること。 ②映画・演劇・テレビ番組などを作ること。プロデュース。制作。 ③詩文・美術作品などを作ること。制作。
旺文社国語辞典 第10版 2011年 旺文社	①芸術作品を作り出すこと。 ②演劇・映画・放送番組などを企画、立案し作ること。プロデュース。②は「製作」とも書く。 －使い分け－ 「制作」は、自分の思うとおりに作りあげる意で、主として美術、音楽、放送、映画などの作品を作るときに用い、「絵画制作」「番組制作」などと使われる。	機械・道具などの物品を作ること。 －使い分け－ 「製作」は、実用的な物品を作る意で、「機の製作」「機械の製作」などと使われることが多い。また、映画・演劇・番組などを作る場合にも、「製作」を用いることがある。
新潮国語辞典 第2版 1995年 新潮社	①定めつくること。また、そのもの。 ②芸術作品、映画・演劇・放送番組などをつくること。また、その作品。	①物品・道具をつくること。製造。また、つくったもの。 ②演劇・映画・放送番組などで、企画・進行などをする。プロデュース。また、その最高責任者。プロデューサー。制作。
日本国語大辞典 第2版 第7巻 2001年 小学館	①定め作ること。考え定めること。またそのもの。 ②詩歌や物語を作ること。 ③絵画、彫刻などの作品を作ること。 ④映画、演劇、放送で、作品や番組を作る。プロデュース。 ⑤(製作) 道具や機械などを作ること。 補注「制作」と「製作」は従来明確な区別はないが、近来、文芸作品や美術作品の創造には「制作」の字を用いる傾向にある。	
日本語大辞典 第2版 1995年 講談社	芸術作品などを、作ること。またその作品。	物品・道具などを、作ること。作ったもの。
角川新国語辞典 78版 1987年 角川書店	①定めつくること。 ②芸術作品をつくること。	物をつくること。また、つくったもの。

3. 幼稚園教育要領・保育所保育指針領域と内容の変遷

幼稚園教育要領・保育所保育指針の始まりといえるものは、1948年（昭和23年）の保育要領であり、その内容として今の5領域に相当する保育内容として12項目が書かれている。その中に、「絵画」と「製作」が書かれており、その「せいさく」が「製作」となっている。

その後、幼稚園教育要領が1956年（昭和31年）に当時の文部省から初めて出されたが、その6領域の中に「絵画製作」という領域が設定され、そこでも「せいさく」は「製作」となっている。その後1964年（昭和39年）に改訂されたが、6領域の「絵画製作」はそのままになっている。そして、1989年（平成元年）の改訂で6領域は5領域となり、「絵画製作」の領域はなくなり、「表現」の領域となった。その後も2度改訂が行われているが、5領域の名称の変更は行われずに現在に至っている。

また、そのそれぞれの領域での内容に書かれている表記を見ていくと、全てにおいて「製作」という表記はされておらず、「かいたり、つくったりする」という表記になっている。つまり、幼稚園教育要領では、1989年（平成元年）の改訂までは、領域名での「製作」のみで、それ以外には「製作」という表記は使われていない。そして、6領域が5領域となり、領域名が「表現」となってから現在まで、「製作」という表記は一切使われていないことがわかった。

一方、保育所保育指針は、その前身である保育指針が1952年（昭和27年）に当時の厚生省から出されたが、その保育内容の中の自由遊びとして7項目が書かれており、その中に「描画」と「製作」が書かれている。これは、その前の保育要領の保育内容12項目から来ているものと考えられる。そして保育所保育指針という名称で初めて出されたのが、1965年（昭和40年）であるが、そのときの6領域では、「造形」という名称となっている。その後、幼稚園教育要領の改訂と合わせて幼稚園教育要領との整合性も考慮され、1990年（平成2年）に幼稚園教育要領と同様の5領域「表現」となっている。

また、1965年（昭和40年）改訂の領域「造形」の内容を見てみると、幼稚園教育要領と同様に「かいたり、つくったりする」という表記になっており、「製作」という言葉は全く書かれていない。また、1990年（平成2年）の改訂以降の5領域「表現」の内容を見ても「かいたり、つくったりする」という表記になっており、「製作」という表記は一切使われていない。つまり、保育所保育指針では、1965年（昭和40年）の当初から現在まで「製作」という表記は一切されておらず、「造形」領域として「かいたり、つくったりする」という表記になっていることがわかった。

また、幼保連携型認定こども園に適用される幼保連携型認定こども園教育・保育要領が2014年（平成26年）に内閣府、文部科学省、厚生労働省から新しく出されたが、そこでも、幼稚園教育要領と保育所保育指針と同様の5領域「表現」となっており、その内容も同様で、「かいたり、つくったりする」という表記で「製作」という表記は一切使われていない。

これをまとめると表2のようになる。

表2 幼稚園教育要領・保育所保育指針領域と内容の変遷

保育要領			
1948年 昭和23年	保育内容12項目「絵画」, 「製作」		
幼稚園教育要領		保育指針	
1956年 昭和31年	6領域「絵画製作」 絵をかいたり, 物を作ったりする かいたり作ったりする	1952年 昭和27年	保育内容(自由遊び)7項目 「描画」, 「製作」
		保育所保育指針	
1964年 昭和39年	6領域「絵画製作」 かいたり, つくったりする	1965年 昭和40年	6領域「造形」 かいたり, 作ったりする
1989年 平成元年	5領域「表現」 かいたりつくったりする	1990年 平成2年	5領域「表現」 描いたり, 作ったりする
1998年 平成10年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする	1999年 平成11年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする
2008年 平成20年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする	2008年 平成20年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする
2017年 平成29年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする	2017年 平成29年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする
幼保連携型認定こども園教育・保育要領			
2014年 平成26年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする		
2017年 平成29年	5領域「表現」 かいたり, つくったりする		

このように見ていくと, 幼児教育で「製作」が使われている理由として1948年(昭和23年)の保育要領の保育内容12項目の中の一つとして「製作」という言葉が使われたことが考えられる。

しかし, 保育所保育指針では, 1965年(昭和40年)の名称が保育所保育指針となった当初から現在まで57年間, 領域名称としても, 内容としても「製作」は全く使われていないことがわかる。

一方の幼稚園教育要領では, 領域名として1989年(平成元年)まで「製作」が使われているが, その後5領域「表現」となってからは, 現在まで領域名でも内容でも「製作」は33年間使われていないことがわかる。

従って, 「製作」という表記がされていたのは, 保育所保育指針では, 保育要領から保育指針までの17年間であり, 幼稚園教育要領では, 保育要領から1989年(平成元年)の改訂までの41年間である。つまり, 幼稚園教育要領では, 「製作」が使われていた期間が使われていない期間よりも長いこともあり, 現在でも「製作」が使われていることが考えられる。

また, 保育所保育指針では, 「製作」が使われていた期間よりも使われていない期間の方が遥かに長いのであるが, それでも現在も「製作」が使われているのは, 幼稚園教育要領の領域「絵画製作」の影響があったのではないかと考えられる。

4. 幼稚園教育要領解説と保育所保育指針解説

幼稚園教育要領と保育所保育指針では、それぞれの解説書が文部科学省、厚生労働省から出されており、この解説書も幼児教育の現場では、幼稚園教育要領、保育所保育指針と同様に影響を与えていると考えられる。そこで、この解説書についても、同様に見ていきたい。

まず、幼稚園教育要領解説であるが、1989年（平成元年）までは、幼稚園教育要領の領域が「絵画製作」であるため、この「製作」が「絵画製作」として領域名で使われている。その後、5領域となり、領域が「表現」になると、幼稚園教育要領と同様に、「かいたり、つくったりする」という表記になり、それ以外の「製作」という表記も「造形」という表記も全く使われていない。

一方、保育所保育指針解説では、領域が5領域「表現」になっても、「絵画や製作」という言葉が記載されている。それと同時に、「かいたり、つくったりする」という表記もされている。しかし、2018年（平成30年）の最新の改訂では、「絵画や製作」という言葉はなくなり、「造形」という言葉になっている。それと同時に「かいたり、つくったりする」という表記も見られる。つまり、保育所保育指針自体では、1965年（昭和40年）以来、「製作」という言葉は使われてこなかったが、保育所保育指針解説書では、2018年（平成30年）の改訂までこの「製作」が使われていたことになる。そのことが、これまで幼児教育の現場でこの「製作」という言葉が使われていた原因になっているのではないだろうか。

また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説では、「かいたり、つくったりする」という表記になっており、「製作」という言葉は一切書かれていない。従って、この2017年（平成29年）から2018年（平成30年）にかけての改訂で初めて幼稚園教育要領とその解説、保育所保育指針とその解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領とその解説の全てにおいて「製作」という言葉がなくなったことになる。

以上のことをまとめると表3のようになる。

表3 幼稚園教育要領・保育所保育指針解説の記載状況

幼稚園教育要領解説		保育所保育指針解説	
1999年 平成11年	かいたり、つくったりする	2000年 平成12年	描いたり、作ったりする 絵画や製作（参考）
2008年 平成20年	かいたり、つくったりする	2008年 平成20年	かいたり、つくったりする 絵画や製作
2018年 平成30年	かいたり、つくったりする	2018年 平成30年	かいたり、つくったりする 造形
幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説			
2015年 平成27年	かいたり、つくったりする		
2018年 平成30年	かいたり、つくったりする		

なお、保育所保育指針の解説については、2008年（平成20年）に初めて厚生労働省から出されているため、2000年（平成12年）のものについては、一般書である解説書を参考として掲載した。

表3と表2を比較すると、幼稚園教育要領自体とその解説書とでは、表記の差はないが、保育所保育指針自体とその解説書とでは、表記に違いがあることがわかった。

5. その他の表記

幼児教育では、幼稚園教育要領とその解説、そして保育所保育指針とその解説が大きな影響を与えてきているが、それ以外にも影響が考えられるものがいくつかあり、主なものを表4にまとめてみた。

表4 その他の表記

年	名称	項目	表記
1899年 明治32年	幼稚園保育及設備規程 (文部省)	幼児保育の4項目	「手技」
1926年 大正15年	幼稚園令施行規則 (文部省)	第2条保育5項目	「手技」
1947年 昭和22年	学校教育法 (文部省)	第3章幼稚園 第25条5	「造形」
1948年 昭和23年	児童福祉施設最低基準 (厚生省)	第55条保育内容（自由遊び） 8項目	「絵画」, 「製作」
1950年 昭和25年	保育所運営要領 (厚生省)	項目なし	表記なし

この表4で示したものよりも古いものもあるが、それらは、公立、私立の日本全国の各幼稚園が、それぞれの園独自で規定したものであった。それらの規定を見ても、保育内容としては、幼稚園保育及設備規定と同様の項目が多く、表記は「手技」、「画き方」、「図画」、「粘土細工」などで「製作」とあったのは、調べた中では1園だけで、「手技」の中の選択の一つとして記載されていた。従って、「製作」が一般的になるのは、1948年（昭和23年）の児童福祉施設最低基準からで、前述の保育要領と同年であることがわかる。

つまり、「製作」という言葉が使われたのは、保育要領と児童福祉施設最低基準が出された1948年（昭和23年）で、それ以前では、ほぼ使われていなかったと言える。

ここで、この保育要領と児童福祉施設最低基準が、本来の日本語としての意味として相応しくないこの「製作」をなぜ使ったのかが疑問となってくる。保育要領は当時の文部省が、児童福祉施設最低基準は、当時の厚生省が出しており、ここに今日の混乱の発端があるように考えられる。なお、1950年（昭和25年）に出された保育所運営要領には保育内容は書かれていない。

6. 幼児教育における「製作」の意味

ここでは、1948年（昭和23年）から保育要領と児童福祉施設最低基準に使われている「製作」の意味を考えていきたい。この「製作」は、「絵画」と一緒に並列で使われていることから、同等のものであることがわかる。そしてそれが、1956年（昭和31年）の幼稚園教育要領では合体して6領域の一つである「絵画製作」という領域になっている。このことから「絵画製作」は、平面作品である「絵画」と立体作品である「製作」とが合わさってできた言葉であると言える。

それは、小学校の教科である「図画工作」の言葉の成り立ちからもわかるように、この図画工作も「図画」と「工作」に分けることができ、「図画」は平面作品、「工作」は立体作品を表している。つまり、この領域でいう「製作」は、「工作」の意味であり、立体作品を表している。従って、1948年（昭和23年）の保育要領以来幼児教育で使われている「製作」は「工作」と同様の意味で立体作品の場合のみ当てはまることになるため、絵を描くときなど平面作品では「製作」は使えないことになる。

ところが、「2. 日本語としての意味」からもわかるように、もう一方の「制作」は、芸術作品全てを指しており、平面作品も立体作品も含まれる。そして、現在、幼児教育の現場で使われている「製作」は、「工作」の意味としてではなく、平面作品も立体作品も全ての作品についての「制作」と混同して使われており、本来の意味である「工作」ではなくなってしまうことに問題がある。幼児教育の現場で「製作」を使う場合には、本来「工作」の意味として使わなければならないのであるが、実際には「制作」と同様に平面作品であっても立体作品であっても「製作」が使われているのが現状である。これが幼児教育の表現領域造形分野での問題ではないかと考える。

これまで幼児教育では、この「製作」が一般的に使われてきたため、混同を避けるためにもう一方の「制作」は使ってこなかったのであるが、それがいつしかこの「製作」が本来の意味である「工作」ではなく、もう一方の「制作」と同じ意味で使われているのである。つまり、この混乱の原因は、保育要領や児童福祉施設最低基準の保育内容で本来の意味とは異なる「製作」という言葉を使ったこと、そして幼稚園教育要領になってからも領域名として「絵画製作」という言葉を使ったことにあり、さらにその後に領域名が「表現」となってからも解説書において「製作」が使われてきたことに原因があると言えるだろう。

7. 造形

現在の保育所保育指針がその名称で初めて出されたのは1965年（昭和40年）であるが、そのときの6領域では、「造形」という言葉が使われている。この「造形」は、1956年（昭和31年）からある幼稚園教育要領6領域の「絵画製作」と同様のものとして使われていることから、平面

と立体と両方の意味をもっていることになる。一見すると、この「造形」という言葉は、立体作品だけで平面作品には当てはまらないように思われるが、両方の意味をもって使われている。それは、現在でも同様で、幼児教育では、「製作」と紛らわしいために使ってこなかった「制作」の意味でこの領域名である「造形」を「造形活動」として使ってきたのである。従って、「造形」や「造形活動」と言えば、絵を描くことも含めた平面作品と立体作品の両方を意味している。実際に、小学校、中学校、高等学校、大学でも造形と言えば、絵も含めて平面作品と立体作品の両方の意味として捉えられており、「造形研究大会」や「造形大学」というようにこの「造形」は立体だけを指すものではなく、平面作品も含めた広い意味で現在でも使われている。幼児教育でも同様で、「造形表現」というようにこの「造形」は平面作品も立体作品も両方を含めた表現活動を意味しており、この「造形」が、幼児教育と一般的な現在の社会との共通した言葉になっている。

つまり、最初の保育所保育指針では、領域名としてこの「造形」という言葉を選んだことは先見の明があったといえるのであるが、幼稚園教育要領の領域「絵画製作」に大きく影響を受けて、保育所等の児童福祉施設でも「造形」と平行して「製作」が使われるようになっていったと考えられる。

8. 小学校との接続

幼稚園や保育所、こども園では、小学校との接続や連携が重要となってくる。表現領域の造形分野は、小学校の教科「図画工作」と関係してくるわけであるが、このときにこの「製作」という言葉が問題となってくるように考えられる。小学校や中学校、高等学校、大学では、この「製作」は一切使っておらず、日本語として正確な「制作」を平面作品、立体作品も含めて使っているからである。つまり、小学校でも図画工作の授業を行う際に作成される指導案等では、全て「制作」を使っているのが現状で、「製作」は一切使っていない。しかし、造形研究会では、幼稚園と小学校、中学校、高等学校全てを対象にして行われることがほとんどであり、指導案等の資料も全て1冊にまとめて作成される。その際に幼稚園では「製作」と書かれ、小学校以上では「制作」と書かれることになる。

また、幼稚園と小学校との合同研究会があったり、幼稚園と小学校両方へ教育実習に行ったりすることもよくあり、その際にも使い分けが必要になってくるのであるが、正確に使い分けができていないのが現状である。

また、今回、小学校の図画工作、中学校の美術、高等学校の美術、工芸についてもその学習指導要領と解説にどのように表記されているかを調べてみた。その結果、表5のように記載されていることがわかった。学習指導要領では、小学校、中学校、高等学校全てで「製作」は使われておらず、「つくったり、表したりする」や「絵や立体、工作に表す活動」、「造形」、「制作」の表

記であった。

しかし、学習指導要領解説を見てみると、小学校の図画工作では、「製作」という表記が使われており、「制作」という表記は使われていなかった。これは、明らかに誤記ではないかと思われる。それは小学校では、実際の現場においても、研究会等でも「制作」の表記が使われており、「製作」という表記は使われていないからである。また、小学校は工作という言葉もあり、工作の意味としても「製作」の表記を使う必要がないからである。

中学校、高等学校の学習指導要領解説の美術、工芸では、「製作」という表記は全く使われておらず、「制作」と「造形」の表記だけであった。

表5 現在の学習指導要領及び解説の表記

年	名称	項目	表記
2017年 平成29年	小学校学習指導要領 (平成29年告示)	第2章第7節 図画工作	つくったり、表したりする 絵や立体、工作に表す活動 「造形」
2018年 平成30年	小学校学習指導要領 解説(平成29年告示)	図画工作編	つくったり、表したりする 絵や立体、工作に表す活動 「造形」、「製作」
2017年 平成29年	中学校学習指導要領 (平成29年告示)	第2章第6節 美術	「制作」、「造形」
2018年 平成30年	中学校学習指導要領 解説(平成29年告示)	美術編	描いたりつくったりする 「制作」、「造形」
2018年 平成30年	高等学校学習指導要領 (平成30年告示)	第2章第7節芸術 第4～6美術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 第7～9工芸Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	「制作」、「造形」
2019年 平成31年	高等学校学習指導要領 解説(平成30年告示)	芸術編 音楽編 美術編	描いたりつくったりする 「制作」、「造形」

9. 結論

これまで、幼児教育の表現領域造形分野で使われている「製作」について様々な資料から考察を行ってきた。まず、辞書等での日本語としての意味から考えると、一部の辞書では、「製作」と「制作」は同義としているもののそれでも区別されており、他のほとんどの辞書等では、「制作」は芸術作品で、「製作」は工業製品という意味合いが強かったことから、子どもの作品も芸術作品である以上「製作」ではなく、「制作」を使う方が日本語として正しいと言える。

また、幼児教育の歴史から見てみると、「製作」は、1948年(明治23年)の保育要領(当時の文部省)と児童福祉施設最低基準(当時の厚生省)が出されたときから「工作」(立体作品)の意味として使われてきており、それは、幼稚園教育要領では、6領域から5領域の「表現」になるまでの期間、保育所保育指針では、6領域「造形」になるまでの期間使われてきた。さらに、それらの解説書では、保育所保育指針解説においては、保育所保育指針自体には書かれていない

「製作」が2018年（平成30年）の改訂まで使われてきている。従って幼児教育の現場で「製作」が長い間使われてきたことはやむを得ない状況であったことがわかるが、それでもこの場合の「製作」は「工作」（立体作品）の意味であり、絵画等の平面作品も含めた「制作」とは意味が違うことになるはずである。つまり、「制作」と同じ意味で「製作」を使うことは、歴史的に見ても、日本語として見ても間違っていると言え、この間違った使い方を行っているのが現在の幼児教育の現場であるといえる。

そしてこの原因は、1948年（明治23年）に保育要領と児童福祉施設最低基準で、工作の意味としてとはいえ、日本語として違和感のある「製作」を使ったこと、そして、幼稚園教育要領の6領域として「絵画製作」があったこと、そして、幼稚園教育要領とその解説書、保育所保育指針自体で「製作」を使わなくなった後も、保育所保育指針解説書で長期間に渡って「製作」が使われ続けたことである。

そして、今後は小学校接続や連携を考え、さらに中学校、高等学校、大学へのつながりを考えていくと、「製作」ではなく「制作」として統一して整合性を図った方がよく、この2017年（平成29年）からの改訂において、幼稚園教育要領とその解説、保育所保育指針とその解説、そして新しく出された幼保連携型認定こども園教育・保育要領とその解説全てにおいて「製作」がなくなった今を契機にして、幼児教育でも「製作」は使わずに「制作」として、それに共通用語である「造形」、「工作」の表記に全て統一してくべきであると考え。そして、それに合わせて小学校学習指導要領「図画工作」の解説からも「製作」をなくし、現実的な「制作」とするべきであると考え。

引用文献

- 見坊豪紀, 市川孝, 飛田良文, 山崎誠, 飯田浩明, 塩田雄大編 (2022), 『三省堂国語辞典 第8版』, 三省堂, p790
- 山田忠雄, 倉持保男, 上野善道, 山田明雄, 井島正博, 笹原宏之編 (2020), 『新明解国語辞典 第8版』, 三省堂, p836
- 西尾実, 岩淵悦太郎, 水谷静夫, 柏野和佳子, 星野和子, 丸山直子編 (2019), 『岩波国語辞典 第8版』, 岩波書店, p824
- 松村明編 (2019), 『大辞林 第4版』, 三省堂, p1488
- 新村出編 (2018), 『広辞苑 第7版』, 岩波書店, p1603
- 松村明編 (2012), 『大辞泉 第2版 下巻』, 小学館, p1995
- 松村明, 山田明穂, 和田利政編 (2011), 『旺文社国語辞典 第10版』, 旺文社, p773
- 日本国語大辞典第2版編集委員会編 (2001), 『日本国語大辞典 第2版 第7巻』, 小学館, p1175
- 山田俊雄, 築島裕, 小林芳規, 白藤禮幸編 (1995), 『新潮国語辞典 第2版』, 新潮社, p1148
- 梅棹忠夫, 金田一春彦, 阪倉篤義, 日野原重明編 (1995), 『日本語大辞典 第2版』, 講談社, p1175
- 山田俊雄, 吉川泰雄編 (1987), 『角川新国語辞典 78版』, 角川春樹, p553

参考文献

- 文部科学省編 (2018), 『幼稚園教育要領解説』, フレーベル館

- 厚生労働省編（2018），『保育所保育指針解説』，フレーベル館
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省編（2018），『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』，フレーベル館
- 文部科学省（2019），『高等学校学習指導要領解説 芸術編 音楽編 美術編』，教育図書
- 文部科学省（2018），『中学校学習指導要領解説 美術編』，日本文教出版
- 文部科学省（2018），『小学校学習指導要領解説 図画工作編』，日本文教出版
- 汐見稔幸，松本園子，高田文子，矢治夕起，森川敬子編著（2017），『日本の保育の歴史』，萌文書林
- 民秋言，西村重稀，清水益治，千葉武夫，川喜田昌代編著（2014），『幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立』，萌文書林
- 余公敏子著（2011），『保育所保育指針の変遷と保育課程に関する考察』，九州大学大学院教育学コース院生論文集
- 日本保育学会編（2010），『日本幼児保育史』第1巻～第6巻，日本図書センター
- 文部科学省編（2008），『幼稚園教育要領解説』，フレーベル館
- 厚生労働省編（2008），『保育所保育指針解説』，フレーベル館
- 文部省編（1999），『幼稚園教育要領解説』，フレーベル館
- 石井哲夫，岡田正章，増田まゆみほか著（2000），『保育所保育指針解説』，フレーベル館
- 文部省編（1989），『幼稚園教育指導書』，フレーベル館
- 文部省（1989），『幼稚園教育要領』，フレーベル館
- 厚生省児童家庭局（1990），『保育所保育指針』，日本保育協会
- 文部省（1958），『幼稚園教育要領（昭和31年度）』，フレーベル館
- 厚生省児童家庭局（1965），『保育所保育指針』，フレーベル館
- 厚生省児童局編（1952），『保育指針』，日本児童協会
- 文部省（1948），『保育要領』，師範学校教科書